

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に当  
るときは、そ  
の翌日)

## 目 次

- ◇ 告 示
- 保険医療機関の指定 (二件)
- 保険医の登録
- 保険薬剤師の登録
- 国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの
- 国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理
- 国民健康保険法による登録があつたものとみなされるもの (二件)
- 林業種苗法による生産事業者の登録のまつ消
- 土地改良事業計画の決定
- 土地改良区の設立認可の適否の決定
- 土地改良事業変更計画の適否の決定
- 都市計画事業の認可
- 都市計画法第六十六条による告示
- 宅地建物取引業者名簿閲覧規則の一部改正

## 告 示

### 鳥取県告示第三百六十九号

健康保険法 (大正十一年法律第七十号) 第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令 (昭和三十二年政令第八十七号) 第二条の規定により告示する。

昭和四十八年五月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
田村医院	鳥取市掛出町一	昭和四十八年五月十五日
宝意内科医院	米子市万能町一六	"
米川外科医院	" 両三柳大沢八八〇の一	"
足立歯科医院	境港市相生町一〇三	" 二十一日
船木歯科医院	東伯郡赤碕町赤碕	" 二十九日
灘尾歯科医院	" 一、三五四	"

### 鳥取県告示第三百七十号

健康保険法 (大正十一年法律第七十号) 第四十三条ノ三第一項の規定に

に基づき、次のようにに保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和四十八年五月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
大家 医院	鳥取市吉方町二丁目四一〇	昭和四十八年五月九日
大塩内科医院	若桜町四九	"
車尾診療所	米子市車尾九〇四	一日
渡辺 医院	大篠津町一、五五二	九日
井上内科医院	中島三三二の五	一日
伊藤皮膚 泌尿器科医院	倉吉市住吉町五七の三	"
上田耳鼻 咽喉科医院	山根四八八の一	"
遠 藤 医院	八頭郡智頭町郷原	九日
大谷 医院	若桜町若桜七九四	一日
井上 医院	用瀬町用瀬四五七の六	"
木山齒科医院	米子市加茂町一丁目三一	"

岸田齒科医院	境港市京町四二	六日
三代齒科医院 北条分院	東伯郡北条町弓原	一日
江原齒科医院	西伯郡中山町田中荒神上 五七〇の二	"
竹内クリニク	鳥取市新町二二二	七日

鳥取県告示第三百七十一号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のようにに保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和四十八年五月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
小 橋 一 成	鳥医第一、七六〇号	昭和四十八年五月七日
藤 井 一 利	" 一、七六一号	"
池 田 匡	" 一、七六二号	"
佐々木 尚 之	" 一、七六三号	"
重 政 千 秋	" 一、七六四号	"

鳥取県告示第三百七十二号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和四十八年五月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
檀 浦 匡	鳥薬第二七六号	昭和四十八年五月一日

鳥取県告示第三百七十三号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条第一項に規定する療養取扱機関として、同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年五月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
江原齒科医院	西伯郡中山町田中荒神上 五七〇の二	昭和四十八年五月一日
竹内クリニック	鳥取市新町二二二	昭和四十八年五月七日

鳥取県告示第三百七十四号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第二条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年五月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

療養取扱機関名	所 在 地	申出の都道府県名	申出の受理の年月日
鳥取大学 医学部附属病院	米子市西町三六番地の一	沖縄県	昭和四十八年六月一日

鳥取県告示第三百七十五号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年五月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

療養取扱機関名	所 在 地	申出の都道府県名	申出の受理の年月日
江原齒科医院	西伯郡中山町田中荒神 上五七〇の二	全国	昭和四十八年五月一日
竹内クリニツク	鳥取市新町二二二	"	昭和四十八年五月七日

鳥取県告示第三百七十六号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年五月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録の記号及び番号	氏 名	登録の年月日
鳥国医第一、七六〇号	小 橋 一 成	昭和四十八年五月七日
" 一、七六一号	藤 井 一 利	"
" 一、七六二号	池 田 匡	"
" 一、七六三号	佐々木 尚 之	"

" 一、七六四号	重 政 千 秋	"
鳥国薬第 二七六号	檀 浦 匡	"
		五月一日

鳥取県告示第三百七十七号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第一項の規定による生産事業者の登録をまつ消したので、次のとおり告示する。

昭和四十八年五月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号	生産事業者の氏名	生産事業者の住所	生産事業の内容	事業所の名称	事業所の所在地	登録のまつ消年月日
三八	田栗朝市	東伯郡三朝町 柿谷二二七一	穂の採取並びに 幼苗及び幼苗以 外の苗木の育成	田栗朝市東伯郡三朝町 苗畑	柿谷	昭和四十八年 三月二十二日

鳥取県告示第三百七十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、昭和四十七年十二月九日付で岩美郡国府町大字高岡四七六番地山本進ほか二十三人の者から申請のあつた県営で行なう土地改良（国府地区は場整備）事業に係る土地改良事業計画を定めたので、土地改良法の一部を改正する法律（昭和四十七年法律第三十七号）による改正前の土地改良法第八十七条第四項の規定の例により、次のとおり告示する。

昭和四十八年五月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良(国府地区ほ場整備)事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十八年五月三十日から二十日間とする。

三 縦覧に供する場所

国府町役場

鳥取市役所

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三百七十九号

昭和四十八年三月二十日付で西伯郡岸本町久古六二二番地西木孝義ほか十五人の者から申請のあつた大原千町土地改良区の設立認可については、その土地改良事業計画及び定款を審査した結果、これを適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年五月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十八年五月三十日から二十日間とする。

三 縦覧に供する場所

岸本町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三百八十号

昭和四十八年三月六日付で北条町長から申請のあつた土地改良(北条地区ほ場整備)事業変更計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第七項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年五月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十八年五月三十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

北条町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三百八十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年五月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 施行者の名称

鳥取市

二 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画公園事業 第二・二・六号元町公園

三 事業施行期間

昭和四十八年五月二十九日から昭和四十九年三月三十一日まで

四 事業地

鳥取市元町地内

鳥取県告示第三百八十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十二条第一項の規定による都市計画事業の認可の告示があつたので、同法第六十六条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年五月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画駐車場事業 第二号万能町駐車場

二 施行者の名称

鳥取県

三 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目二二〇番地

四 事業地の所在

米子市道笑町二丁目

鳥取県告示第三百八十三号

宅地建物取引業者名簿閲覧規則（昭和四十七年四月鳥取県告示第二百五十九号）の一部を次のように改正する。

昭和四十八年五月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

第三条中「国民の祝日」を「国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日」に改める。

附 則

この規則は、昭和四十八年五月二十九日から施行する。

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円（送料を含む。）】